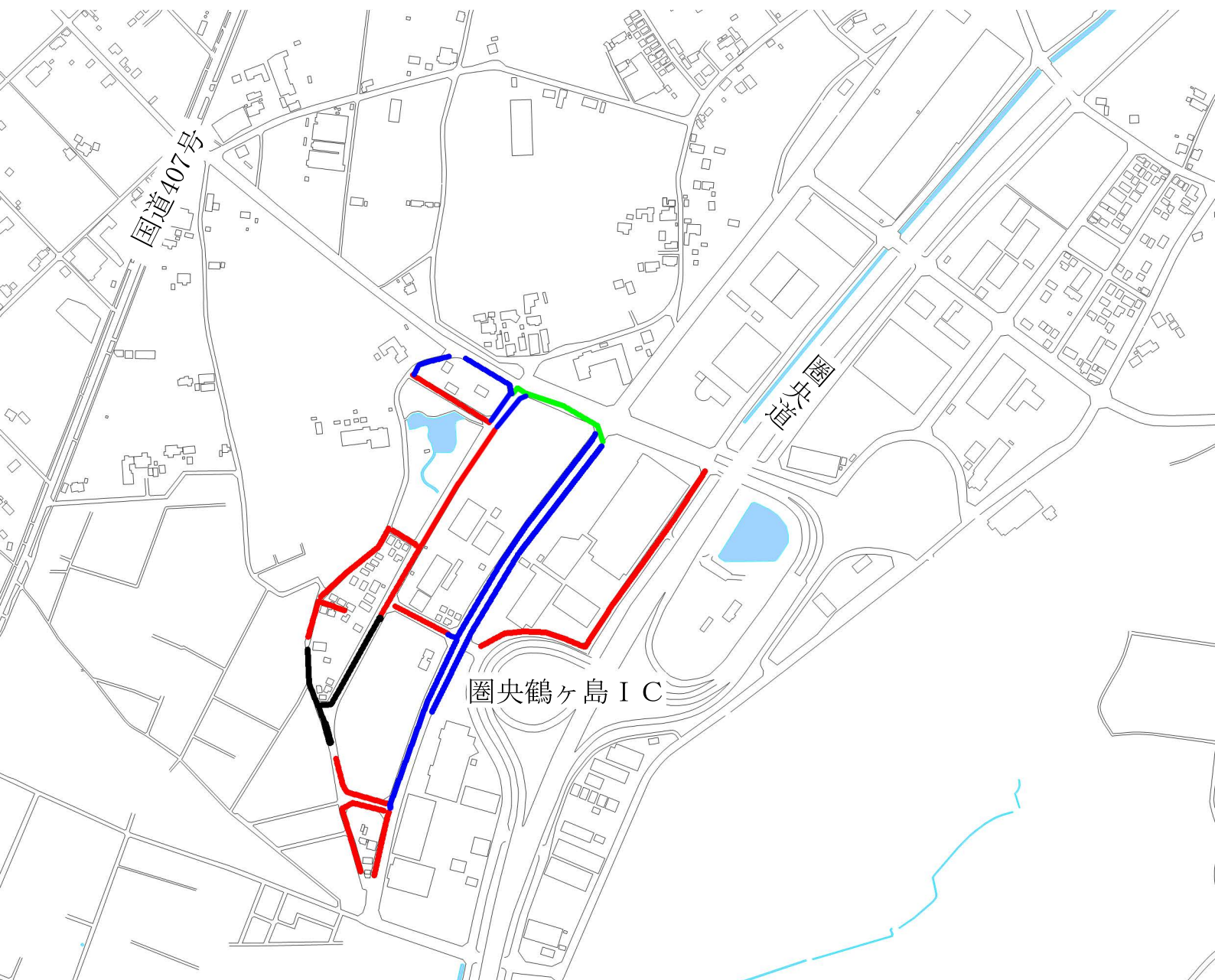





案内図

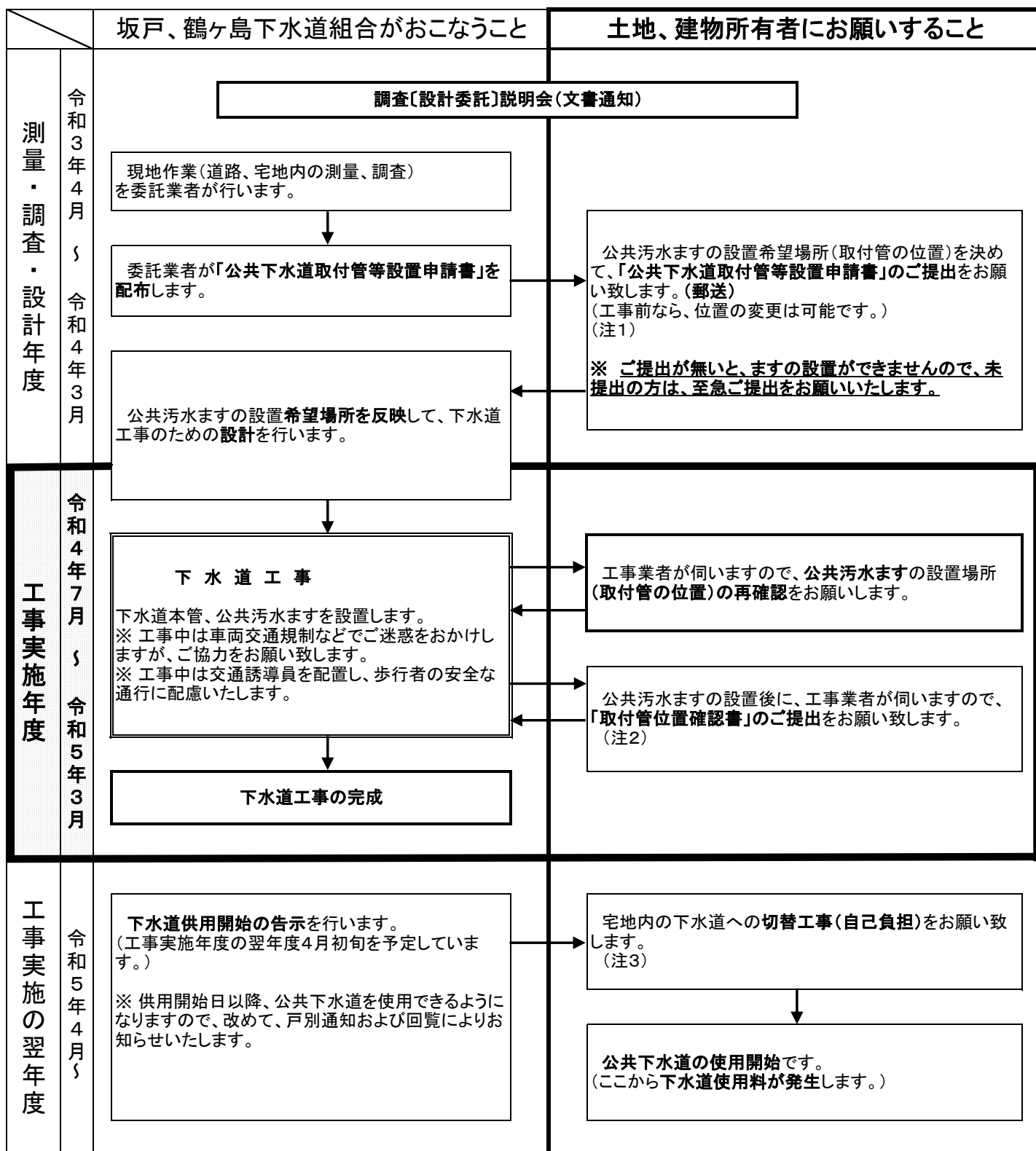


令和4年度 工事予定箇所

-  昼間に開削工事を行う箇所
-  夜間に開削工事を行う箇所
-  夜間に推進工事を行う箇所

※黒い箇所は、発注時期が異なります。

公共下水道が使用できるようになるまでの流れ



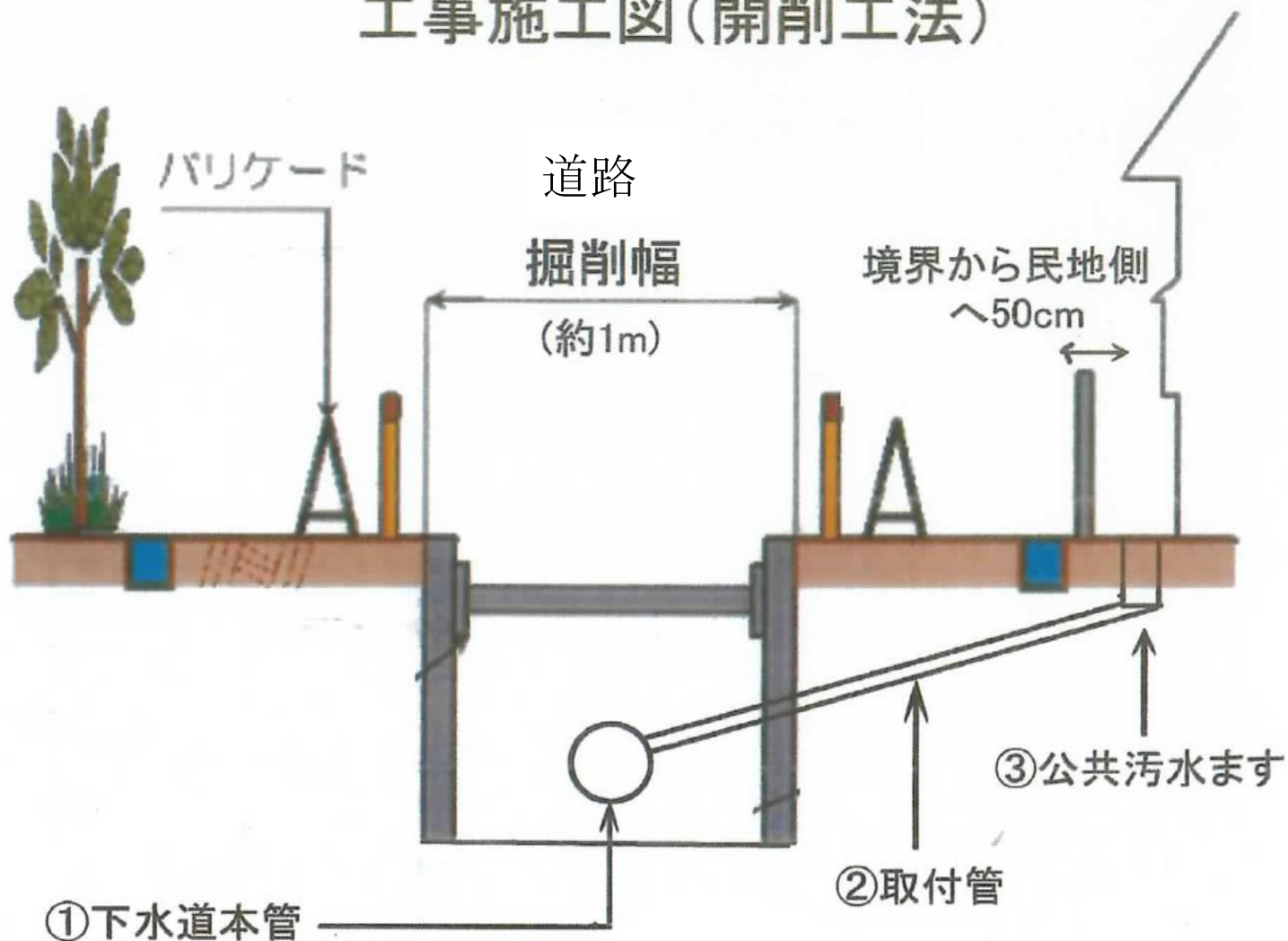
※上記のフローは大まかな流れを示したものであり、実施時期等については変更となる場合があります。

(注1) 公共汚水ますとは、各戸からの排水を公共下水道に接続する(流す)ためのものです。
「公共下水道取付管等設置申請書」のご提出が無いと、公共汚水ますの設置ができません。
※ 公共汚水ますは(公共ます)と表記されているものと同じものです。

(注2) 決めていただいた位置に公共汚水ます及び取付管が入っていることを確認していただくためのものです。

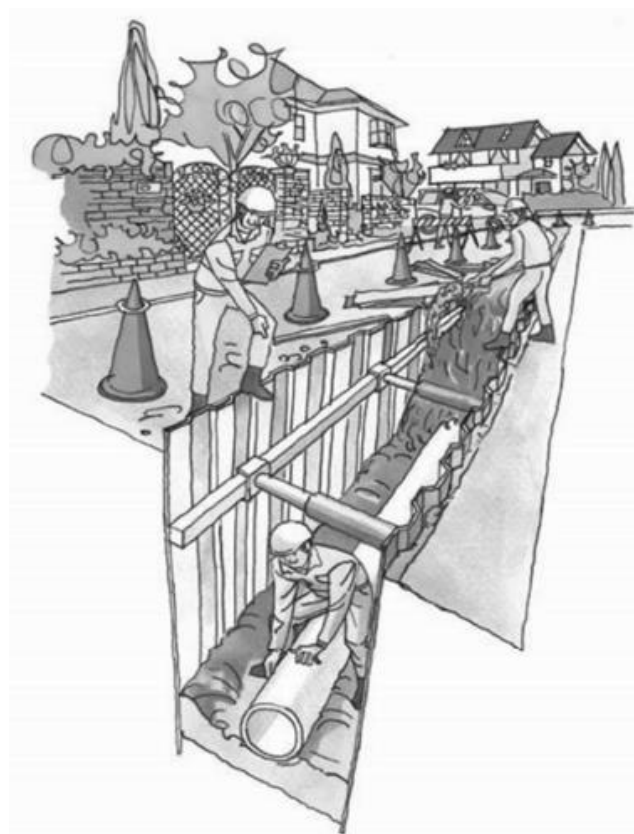
(注3) 公共下水道への切替工事は、ご本人さまが坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店へ依頼いただくこととなります。
指定工事店については、組合ホームページ(<http://www.stgesui.or.jp/kurashi/setsuzoku/>)から最新のリストをご覧ください。

工事施工図(開削工法)



※①、②の布設と③の設置を公費(下水道組合負担)で行います。

1. 重機で道路を溝状に掘り、地盤が崩れないように矢板で土留めした後、下水道本管を布設しマンホールを設置します。
2. 次に砂で埋戻し、矢板を撤去します。
3. 取付管を布設し公共汚水ますを設置します。
4. 道路を舗装し復旧します。



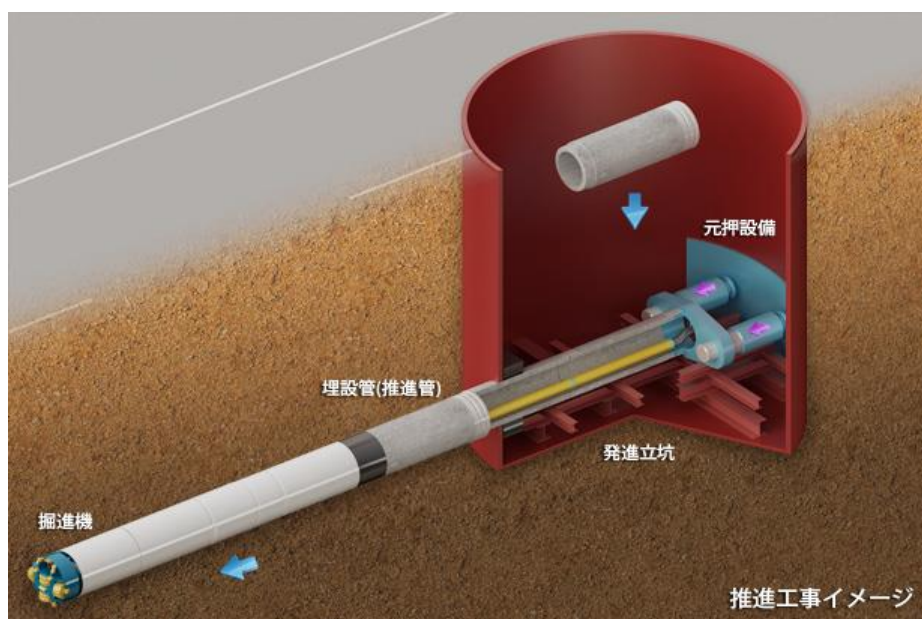
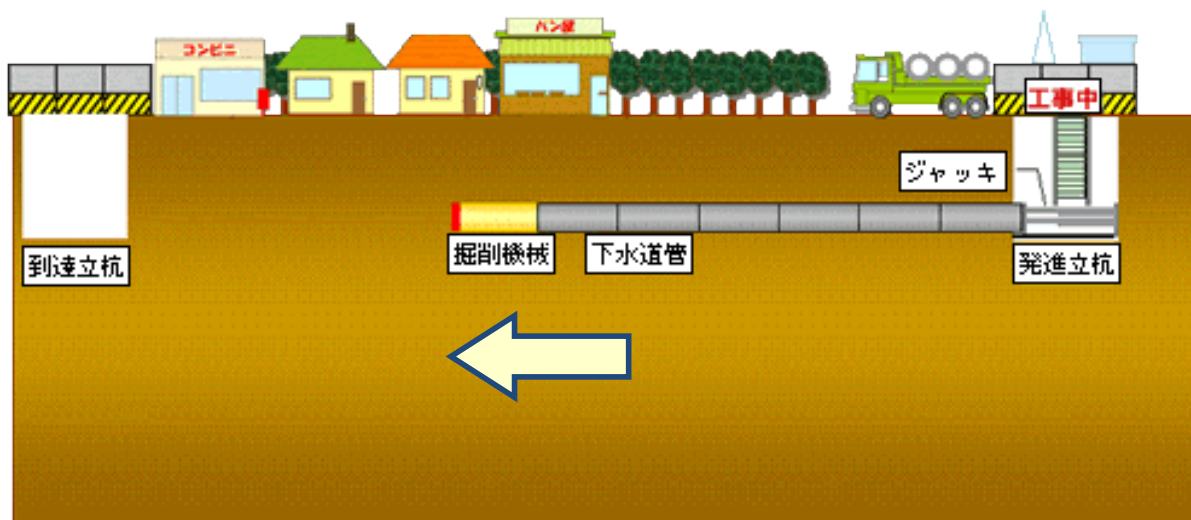
工事施工図(推進工法)

○ 推進工法とは

地面を掘らずに、立坑※に設置したジャッキにより下水管を押ししていく方法です。地面からの掘削が困難な場合や、比較的深いところの下水管を埋設するときに多く用いられています。

※立坑とは・・・

推進工法等において、資機材等の搬入搬出や、施工ヤードとして用いるために設けられる縦穴のこと。



推進工事イメージ

○ 施工方法

1. 道路などに大きく縦穴を掘り、発進立坑と到達立坑を設置します。
2. 発進立坑に推進機を設置します。
3. 地中を設置した掘削機械が回転しながら、発進立坑のジャッキの圧力を利用して下水道管を到達立坑まで埋設します。
4. 到達立坑より掘削機械を回収します。
5. 立坑にマンホールを設置します。
6. 立坑を砂で埋戻し、立坑を一部撤去します。
7. 道路を舗装し復旧します。

下水道工事Q&A

Q：公共下水道工事は、いつ頃行うのか？

A：今後、対象区域（工区）を順次定めて、年度未完了を予定しています。

工事中は交通誘導員を配置し、児童を含め歩行者の安全な通行に配慮いたします。

Q：工事に入ったら（道路を掘削したら）、何日も通行できなくなるのか？

A：1日分の工事（約10m程度）ごとに、掘削から舗装復旧まで行い、その繰り返しとなります。

昼間施工時間は9：00～17：00です。

夜間施工時間は21：00～5：00です。

施工時間中、歩行者（自転車）の通行は可能ですが、車の通行は迂回をお願いいたします。

Q：家の前の工事はいつ頃になるのか、事前に教えてほしい？

A：工事の進み具合に合わせて、施工業者が事前に、個別にお知らせをします。

Q：人の敷地の中に勝手に入って工事を行うのか？

A：各宅地への公共汚水ますの設置や位置の確認などで、個人の敷地内に施工業者が立ち入りさせていただきますが、施工業者が事前に、個別にお知らせをします。

Q：家の車の出入りができないと困る。

A：お宅の前の道路に下水道管を埋める作業をしている間は、車の出入りはできませんので、実際にお宅の前を工事する前日等に施工業者が連絡に伺いますので、車の出入りについて調整させていただければと思います。

Q：舗装の復旧はいつ行うのか？

A：日々、仮の舗装を行います。舗装の本復旧については、全ての工事が完了し、自然転圧期間をおいて、翌年度に行う予定です。

Q：公共汚水ますとは何ですか？

A：トイレの汚水や風呂、台所等の雑排水が合流する『最終のます』のことです。

また、排水管の清掃・点検が容易にできることを目的にしたものです。

Q：公共汚水ますの設置費用は、どうなるのですか？

A：公共汚水ますと下水道本管までの取付管の設置の費用は、公費（下水道組合負担）で行いますが、皆様方の敷地内のトイレ、お風呂、台所等の排水設備を公共汚水ますへ接続する工事は、私費（自己負担）で行っていただきます。

Q：公共汚水ますの設置位置は、変更できるのか？

A：工事が始まる前であれば、変更できます。

その場合、下水道組合又は、工事施工業者へご連絡ください。

Q：公共汚水ますを自宅駐車スペースに設置して欲しいが、コンクリートを壊す必要がある。その際の補修はどうするのか？

A：コンクリート、タイル張り等は、現況復旧できませんので、モルタルでの復旧となります。

Q：公共汚水ますを設置する場所がない場合はどうするのか？

A：今回の工事で公共汚水ますを設置できない場合は、取付管を道路と敷地の境界付近まで設置し、キャップ止めとします。

後に、皆様方が敷地内のトイレ、風呂、台所等の排水設備を公共下水道へ切替える工事を行う際に、その工事と併せて公共汚水ますの設置を行っていただきます。

その場合の『公共汚水ます設置費用』は、下水道組合で負担しますので、坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店にご相談ください。

Q：所有している土地に建物が建っていない状態であるが、その場合でも公共汚水ますは設置してもらえるのか？

A：建築予定のないさら地（畑・駐車場等）の場合は、公共汚水ますは設置しておりません。ただし、権利はあるので建物を建てる計画等がある場合は、下水道組合にて公共汚水ますを設置します。

Q：公共汚水ますの深さは、どのくらいか？

A：公共汚水ますの深さは、80センチメートルとなります。

ただし、個々の敷地の状況により異なる場合があります。

ちなみに、公共汚水ますは、道路境界より50センチメートル以内の場所に設置します。

Q：排水系統が2箇所あるので、公共汚水ますを2個設置してほしいのですが？

A：1敷地で、トイレ・風呂・台所を備えた建物1棟につき1個設置します。公共汚水ますを追加する場合は、工事費等は自己負担になります。

Q：公共下水道へ接続できる時期は？

A：公共下水道の工事完成後、当組合が供用開始の告示を行います（令和5年4月頃を予定）。告示がおこなわれた区域が「処理区域」となり、水処理センターで汚水処理をすることができる区域となります。

公共下水道の整備が完了し、下水道が利用できる区域になると、建物所有者は【下水道法】に基づき、公共下水道へ接続する工事〔宅内の排水設備工事〕を行うことが義務付けられます。なお、浄化槽は公共下水道が使用できるようになるまでの簡易水洗です。宅内の排水設備工事は、みなさまが坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店へ直接依頼していただくこととなります。

また、みなさまがお住まいの地区について供用開始の告示を行った際は、当組合の「公共下水道の供用開始と接続工事（宅地内）の実施について（お願い）」の通知によりお知らせさせていただきます。

下水道整備区域の皆様へ

◎下水道が整備されたら下水道への接続工事をお願いします。

下水道が整備されると衛生面が向上し、また、浄化槽を使用することなく使用した水を直接下水管へ排水することができるようになります。

下水道を使用するためには、下水道本管工事の完了後、公共汚水ますにトイレの排水や、台所や風呂からの排水をつなげるための接続工事が必要となります。

皆様には、当組合に登録のある指定工事店の中から、ご自分で接続工事を行う指定工事店を選定していただきます。

なお、当組合に登録のある指定工事店以外による接続工事はできませんのでご注意ください。

また、この接続工事の代金は、皆様のご負担になります。工事代金は、接続工事を行った指定工事店に直接お支払いください。

◀ 接続工事費用の例 ▶

単独浄化槽からの接続 (おおよそ30万円ぐらい)

合併浄化槽からの接続 (おおよそ20万円ぐらい)

※それぞれお宅の状況や、施工方法によって費用は上記の金額を上回ってしまう場合があります。
(配管延長距離、コンクリートの有無等)

※くみ取り便所からの接続工事については、浄化槽等からの接続よりも高額になる場合があります。

※雨どい等から集められた雨水は公共汚水ますに接続できません。

(敷地内に浸透させることになります。)

※外流しがある場合、公共汚水ますへの接続となります。

水洗便所改造資金貸付金制度がございます。

くみ取り便所を水洗便所に改造し、又は、浄化槽を廃止し、それぞれ公共下水道に接続しようとする場合、その工事に対して資金の一部を無利子にてお貸しする制度です。

貸付金額	接続工事に要する費用に限り、40万円(1万円を単位とします)まで。
償還期間	36ヶ月の均等償還です。

※詳細は下水道組合業務課へお問い合わせください。

◎接続工事が済むと、2ヶ月に1度下水道使用料がかかります。

下水道使用料は水道の使用水量を基に算出しています。

◀参考▶ 2ヶ月で30m³使用した場合

(10%税込)

水道料金(口径20mm)	下水道使用料	合計
4,444円	3,278円	7,722円

※使用水量によっては水道料金より高くなる場合もあります。

【問い合わせ先】

坂戸、鶴ヶ島下水道組合 業務課

坂戸市千代田一丁目1番16号

電話番号 049-288-3361

8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

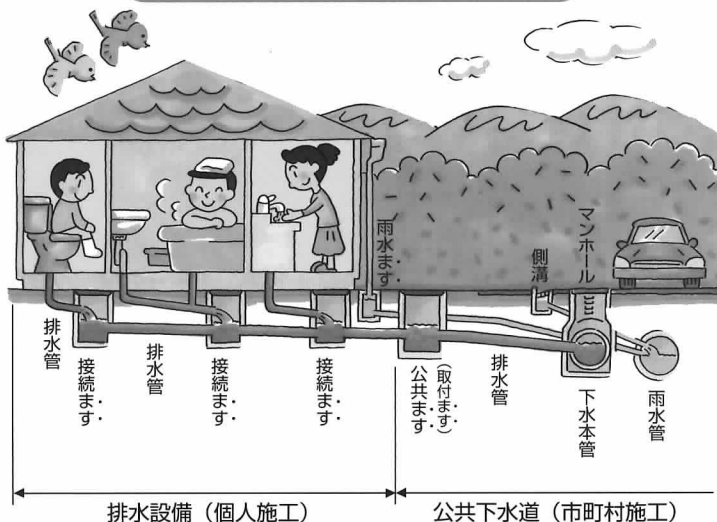
下水道に 接続しましょう!



下水道に接続するためには 排水設備工事が必要です

宅地や建物からの汚水や雨水を公共下水道に流すために設置する排水管やますなどを「排水設備」といいます。「排水設備」とは一般的に皆さんのご家庭の台所、風呂、トイレなどの流し口から公共ます（接続ます）までの部分のことをいいます。

排水設備の設置例（分流式の場合）



トイレの水洗化は 3年以内に

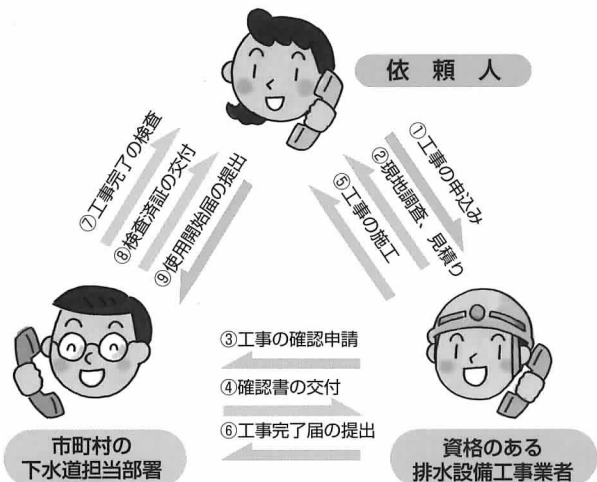
公共下水道が完成して供用開始の公示がされますと、皆さんのご家庭の排水設備を公共下水道につなぐ工事をすみやかに行っていただくこととなります。特に、くみ取り便所は公示後3年以内に水洗トイレに改造することが、法律で義務づけられています。また、浄化槽を利用されているご家庭でも、公共下水道に直結する水洗トイレに改造しなければなりません。

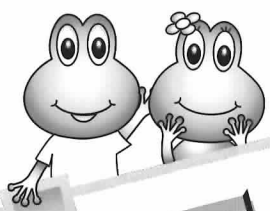


資格をもった 排水設備工事業者に

トイレの水洗化改造や排水設備工事は、皆さんの負担で行っていただきます。工事は、一定の技術水準にそって正しく行われないと、詰まって故障の原因になったり、公共下水道の機能に悪い影響を及ぼすことになります。そこで、工事に必要な専門知識と技術を持った「資格のある排水設備工事業者」が行うことになっています。

なお、排水設備工事業者では、工事にあたっての諸手続きを皆さんにかわって行います。





下水道

ができてると...



水洗トイレが使用できます!!

清潔で快適な水洗トイレを使用することができるようになります。そのため、子供やお年寄りの方でも安心してトイレを使うことができ、さわやかな暮らしになります。



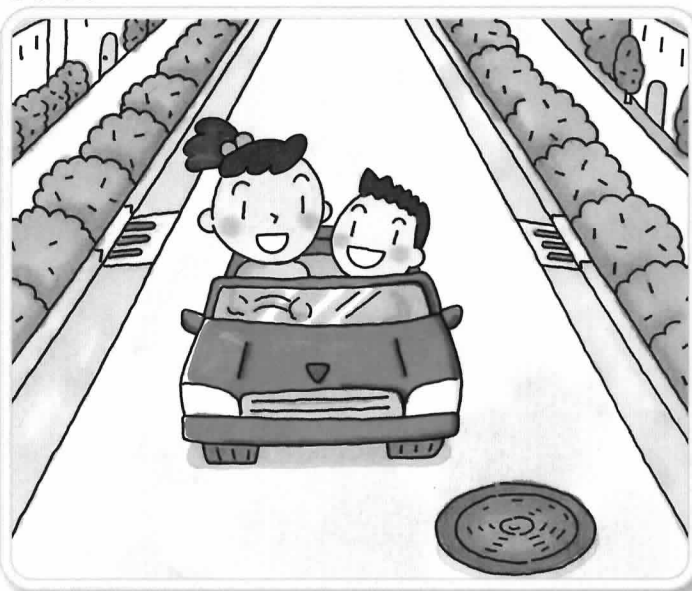
安全なまち—大雨が降っても浸水しません!!

大雨が降っても、すばやく排水するので浸水の心配がなくなります。そして、災害から大切な生命や財産を守ります。



美しい自然—川や湖、海の水がよみがえります!!

よごれた水は、きれいにしてから流すため、川や海、湖の水をよごさず、美しい自然が守られます。



きれいな街—くらしの環境がよくなります!!

きたないドブや水溜まりがなくなり、街並みがきれいに整備され、蚊や蠅などの害虫の発生が少なくなります。